

船橋市（ふなばしし）からの お知（し）らせ

家（いえ）や 生活（せいかつ）への支援（しえん）

希望（きぼう）する人（ひと）は 船橋市外国人総合相談窓口（ふなばししがいこくじんそうごうそうだんまどぐち）に 連絡（れんらく）してください

見舞金（みまいきん）の支給（しきゅう）

生活（せいかつ）のスタート（すたーと）に 困（こま）らないように 見舞金（みまいきん）を 支給（しきゅう）します

【見舞金額（みまいきんがく）】

1世帯（せたい）の1人目（ひとりめ）は 10万円（まんえん）

同（おな）じ世帯（せたい）の 2人目（ふたりめ）からは 1人（ひとり）あたり 5万円（まんえん）ずつ 支給（しきゅう）します

【必要（ひつよう）な書類（しよるい）】

- ・パスポート（ぱすぽーと）
- ・在留カード（ざいりゅうカード）
- ・ウクライナ（うくらいな）からの避難民（ひなんみん）であることが 分（わ）かる証明書（しょうめいしょ）など

【見舞金（みまいきん）をもらえる人（ひと）】

- ・2022年（ねん）2月（がつ）24日（にち）より後（あと）に ウクライナ（うくらいな）から 避難（ひなん）するために 日本（にほん）へ 来（き）た人（ひと）
- ・支給日（しきゅうび）に 船橋市（ふなばしし）に 住（す）んでいる人（ひと）
- ・他（ほか）の市町村（しちょうそん）で 見舞金（みまいきん）や 生活支援金（せいかつしえんきん）などを もらっていない人（ひと）
- ・日本（にほん）へ 来（き）てから 90日（にち）を 超（こ）えていない人（ひと）

船橋市（ふなばしし）の 市営住宅（しえいじゅうたく） または 船橋市（ふなばしし）にある県営住宅（けんえいじゅうたく）に 住（す）んでいる人（ひと）

と)は 除(のぞ)きます

市営住宅(しえいじゅうたく)の提供(ていきょう)

家具(かぐ)や家電(かでん)などが 付(つ)いている市営住宅(しえいじゅうたく)を 提供(ていきょう)します お金(かね)は かかりません

AI音声翻訳機器(おんせいほんやくき)の貸(か)し出(だ)し

ウクライナ語(ご)に 対応(たいおう)できるAI音声翻訳機器(おんせいほんやくき)を 貸(か)し出(だ)します お金(かね)は かかりません

インターネット(いんたーねっと)環境(かんきょう)の提供(ていきょう)

プリペイド(ぷりぺいど)SIMカード(かーど)を 貸(か)し出(だ)します お金(かね)は かかりません

通訳(つうやく)などの支援(しえん)

近(ちか)くに 住(す)んでいるウクライナ(うくらいな)の人(ひと)や 船橋市国際交流協会(ふなばししこくさいこうりゅうきょうかい)の ボランティア(ぼらんていあ)が 生活(せいかつ)に必要な(ひつよう)な いろいろな手続(てつづ)きや 買(か)い物(もの)などを 手伝(てつだ)います

日本語(にほんご)を学習(がくしゅう)の提供(ていきょう)

生活(せいかつ)に 必要(ひつよう)な 日本語(にほんご)を 勉強(べんきょう)するために 日本語教室(にほんごきょうしつ)に 参加(さんか)できるようにします

日本語(にほんご)が よくわからない人(ひと)や 自分(じぶん)の 国(くに)の言葉(ことば)で 話(はなし)をしたい人(ひと)は

船橋市外国人総合相談窓口(ふなばししがいこくじんそうごうそうだんまどぐち)に連絡(れんらく)してください

船橋市外国人総合相談窓口(ふなばししがいこくじんそうごうそうだんまどぐち)

電話(でんわ): 050-3101-3495

午前(ごぜん) 9時(じ)から午後(ごご) 5時(じ)

土曜日(どようび) 日曜日(にちようび) 祝日(しゅくじつ)は 休(やす)みです